解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十六日開催の会員総会の決議により平成二十四年二月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

東京都八王子市元本郷町二丁目一九番地一

特定非営利活動法人八王子いちょうの会

清算人　堀川　叔清

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年五月十三日岡山県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

岡山県浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地

清算法人杉谷池土地改良区

代表清算人　栗山　康彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月一日後継医師がいないため解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

岡山県高梁市柿木町二〇番地

医療法人尾島眼科

清算人　尾島夫規子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年二月二十四日北海道知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

北海道上川郡美瑛町本町四丁目六番一号

美瑛町鉄西土地区画整理組合

代表清算人　武内　耕一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年二月十七日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

千葉県佐倉市上座六〇一番地二

佐倉市井野東土地区画整理組合

清算人代表　藤代　篤彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、平成二十四年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

静岡県藤枝市志太一丁目六番七号

医療法人社団憲友会

清算人　桐村　江美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十三日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

鹿児島市鴨池新町一一番五号鴨池ニュータウンビル七〇三号

社団法人鹿児島県警友会連合会

清算人　林　重雄

第十期決算公告

平成二十三年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

資産の部

流動資産	五九九
固定資産	四六
資産の部合計	六四五
負債及び純資産の部	
流動負債	七九
売上割戻引当金	三
その他	七六
負債の部合計	七九
株主資本	
資本金	五六六
資本剰余金	一〇
その他資本剰余金	五五〇
利益剰余金	五
その他利益剰余金	五
（うち当期純利益）	（四）
純資産の部合計	五六六
負債及び純資産の部合計	六四五

東京都墨田区文花二丁目一番三号

ゴールドウェルジャパン株式会社

代表取締役　アンソニー・プッチャレリ

配当公告

福井市布施田町五号一一番地

破産者　株式会社浅原組

右の者に対する福井地方裁判所平成二十二年（フ）第六四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二、二八五、三〇三、〇一一円

一、配当をすることができる金額

金三七、七五六、〇二二円

平成二十四年三月二十六日

福井市春山一丁目三番四号藤井ビル一階

破産管財人　森口　功一

配当公告

岐阜県高山市問屋町四六番地

破産者　株式会社丸宮商事

右の者に対する岐阜地方裁判所高山支部平成二十三年（フ）第七一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二三四、九七二、九〇二円

（内優先債権額　金一五八、七〇〇円）

一、配当することのできる金額

金一五、四七六、六三五円

（内優先債権額　金一五八、七〇〇円）

平成二十四年三月二十六日

岐阜県高山市桐生町四丁目四三二番地

破産管財人　阪下　六代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印西市西の原三丁目一七番地、最後の住所千葉県印西市西の原三丁目一七番地一棟五〇三号　被相続人　亡　戸舘　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

千葉県千葉市中央区本千葉町二番一三号福井ビル六階　千葉市民協同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　三宅　貞信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区東坂下二丁目二四番地五、最後の住所東京都板橋区東坂下二丁目二二番一二号　被相続人　亡　中村　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区中目黒四丁目六三八番地、最後の住所東京都台東区竜泉二丁目一二番一二―一三〇一号ルピナス三ノ輪　被相続人　亡　森　元治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年三月二十六日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

第31期決算公告　平成24年3月26日

北海道札幌市東区北三十五条東二十三丁目5番10号

直栄物産株式会社

代表清算人　平居　信孝

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	51,856
	固定資産	5,697
	合計	57,553
負債及び純資産の部	流動負債	43,639
	固定負債	一
	株主資本	13,914
	資本金	90,000
	利益剰余金	△76,085
	準備金	(1,198)
	（その他利益剰余金）	(△77,283)
	（うち当期純利益）	(9,305)
	合計	57,553